

厚生労働省和歌山労働局発表
令和8年6月26日（金）

報道関係者各位

担 当	厚生労働省和歌山労働局	
	雇用環境・均等室	
	雇用環境改善・均等推進監理官	草下 剛
	室長補佐	川嶋 佳子
	電 話：073-488-1170	

県内初の新基準での認定

セイカ株式会社 を「くるみん」認定！ 7月22日（水）、認定通知書交付式を行います

和歌山労働局（局長 なかやま はじめ 中山 始）は、セイカ株式会社（和歌山県和歌山市：代表取締役社長 たけだ しげひろ 竹田 成宏）を、従業員が育児休業制度等を利用しやすく、子育てしやすい職場環境整備に取り組んでいる「子育てサポート企業（くるみん認定企業）」に認定しました。
つきましては、下記により、認定通知書交付式を開催いたします。

日 時： 令和8年7月22日（水）11:00～

場 所： 和歌山労働局 6階会議室

（和歌山県和歌山市黒田二丁目3番3号）



次世代認定マーク
（愛称:くるみん）

※取材・撮影をお受けします。（事前登録のお願い）

取材にお越しいただける場合は、お手数ですが、7月21日（火）10:00までに、右上記載の担当（草下または川嶋）あて、ご連絡をお願いします。

次世代育成支援対策推進法に基づく「認定制度」について

次世代育成支援対策推進法に基づき、策定した行動計画に定めた目標を達成するなど、子育て支援に関する取組が一定の要件を満たした場合、申請により「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（※）の認定（くるみん認定）を受けることができます（※…認定は労働局長に委任）。
認定を受けると、認定マーク（愛称:くるみん）を商品、広告などにつけ、子育てサポート企業であることをPRできます。企業イメージの向上などが期待できるほか、ハローワークの求人票などにも認定マークを掲載できるので、優秀な人材の採用・定着にもつながります。

<添付資料>

1. くるみん認定基準達成状況
2. 和歌山県内認定企業名一覧（令和8年5月末日現在）
3. くるみん認定基準

セイカ株式会社

【認定日】令和8年6月17日



次世代認定マーク
(愛称:くるみん)

【事業所概要】

- ・所在地：和歌山県和歌山市
- ・業種：化学製造業
- ・労働者数：201人（うち女性18人）
- ・<https://waseika.com/>

行動計画について

1 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

2 目標・取組内容

- 【目標】
- ・一般職全体の月平均時間外勤務を12時間以内とする。（約3割削減）
 - ・管理職全体の月平均時間外勤務を24時間以内とする。（約5割削減）
 - ※各部署別にそれぞれ目標を設定する。
- 【達成状況】
- ・一般職全体の月平均時間外勤務…6.49時間（約6割削減）
 - ・管理職全体の月平均時間外勤務…14.94時間（約7割削減）

主な取組について

認定基準（抜粋）	達成状況
<p>認定基準 5</p> <p>次の（1）又は（2）のいずれかを満たしていること。</p> <p>（1）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であること。</p> <p>（2）計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、かつ、育児休業等を取った者が1人以上いること。</p> <p>※（1）又は（2）について、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。</p>	<p>◎達成◎</p> <p>（1）男性労働者の育児休業等取得率 <u>40%</u></p>
<p>認定基準 6</p> <p>計画期間における、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。</p>	<p>◎達成◎</p> <p>女性労働者の育児休業等取得率 <u>100%</u> （育児休業の対象となる女性有期雇用労働者は該当なし）</p>
<p>認定基準 8</p> <p>次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。</p> <p>①男性の労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置</p> <p>②年次有給休暇の取得の促進のための措置</p> <p>③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置</p>	<p>◎達成◎</p> <p>③在宅勤務制度の導入</p>

認定基準1～10をすべて満たし、くるみん認定を取得



プラチナくるみんプラス認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	きのくに信用金庫	和歌山市	2023

プラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	太洋テクノレックス株式会社(旧 太洋工業株式会社)	和歌山市	2018
2	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2018
3	きのくに信用金庫	和歌山市	2019
4	株式会社インテリックス	和歌山市	2024
5	新中村化学工業株式会社	和歌山市	2025

くるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	社会福祉法人皆楽園	岩出市	2010
2	太洋テクノレックス株式会社(旧 太洋工業株式会社)	和歌山市	2012、2014
3	株式会社松源	和歌山市	2013
4	社会福祉法人和歌山つくし会	岩出市	2013
5	社会福祉法人有田川町社会福祉協議会	有田川町	2013、2016
6	社会福祉法人愛光園	かつらぎ町	2013
7	株式会社紀陽銀行	和歌山市	2013、2016
8	医療法人誠佑記念病院	和歌山市	2014
9	医療法人裕紫会中谷病院	和歌山市	2014
10	社会福祉法人黒潮園	新宮市	2014
11	紀陽情報システム株式会社	和歌山市	2014
12	株式会社タカショー	海南市	2014
13	きのくに信用金庫	和歌山市	2016
14	社会福祉法人紀伊松風苑	和歌山市	2018
15	株式会社オークワ	和歌山市	2019
16	株式会社駒場工務店	日高川町	2019
17	株式会社インテリックス	和歌山市	2020
18	セイコーメディカル株式会社	和歌山市	2020
19	医療法人藤民病院	和歌山市	2021
20	社会福祉法人寿敬会	和歌山市	2022
21	社会福祉法人美熊野福祉会	新宮市	2022
22	社会福祉法人順風会	和歌山市	2022
23	新中村化学工業株式会社	和歌山市	2022
24	株式会社農業総合研究所	和歌山市	2023
25	株式会社松谷佛具店	橋本市	2023
26	株式会社アワーズ アドベンチャーワールド	白浜町	2023
27	福原ニードル株式会社	白浜町	2024
28	和歌山ノーキョー食品工業株式会社	海南市	2025
29	株式会社浅川組	和歌山市	2025

くるみん認定基準(新基準)

- 1 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
- 2 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
- 3 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
- 4 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
- 5 次の(1)又は(2)のいずれかを満たしていること。
 - (1)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率が30%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。
 - (2)計画期間における、男性労働者の育児休業等取得率及び企業独自の育児を目的とした休暇制度利用率が、合わせて50%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内に男性の育児休業等取得者又は企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者がいない場合でも、①～④のいずれかに該当すれば基準を満たす。

- ①計画期間内に、子の看護等休暇を取得した男性労働者がいること(1歳に満たない子のために利用した場合を除く)、かつ、該当する男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
- ②計画期間内に、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいること、かつ、該当する男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。
- ③計画期間とその開始前の一定期間(最長3年間)を合わせて計算したときに、男性の育児休業取得率が30%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。
- ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前(15歳に達した後の最初の3月31日まで)の子又は小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること、かつ、該当男性労働者の数を「両立支援のひろば」で公表していること。



- 6 計画期間における、女性労働者及び育児休業の対象となる女性有期雇用労働者びの育児休業等取得率が、それぞれ75%以上であり、当該割合を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」で公表していること。

〈労働者数が300人以下の一般事業主の特例〉

計画期間内における女性労働者の育児休業等取得率又は育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率に75%未満の項目があった場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、当該女性労働者の育児休業等取得率又は育児休業の対象となる女性有期雇用労働者の育児休業等取得率が75%以上であり、当該割合を「両立支援のひろば」で公表していること。

- 7 計画期間の終了日の属する事業年度において次の(1)と(2)のいずれかを満たしていること、かつ(3)を満たしていること。
- (1)フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月30時間未満であること。
 - (2)フルタイム労働者のうち、25～39歳の労働者の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満であること。
 - (3)月平均の法定時間外労働が60時間以上の労働者がいないこと。
- 8 次の①～③のいずれかの措置について、成果に関する具体的な目標を定めて実施していること。
- ①男性の労働者の育児休業等の取得期間の延伸のための措置
 - ②年次有給休暇の取得の促進のための措置
 - ③短時間正社員制度、在宅勤務等その他働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
- 9 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

くるみん認定を受けた企業が、より高い水準の取組を行い、一定の要件を満たした場合、必要書類を添えて申請を行うことにより、特例認定(プラチナくるみん認定)を受けることができます。

プラチナくるみんの認定を受けると、くるみん認定と同様に、特例認定マーク(愛称:プラチナくるみん)を商品、広告などにつけることができ、さらなる子育てサポート企業であることをPRでき、優秀な人材の採用・定着にもつながります。

